©村島正隆＆大阪企業法務研究会 2018

第 364 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 10 月 20 日（土曜日）　10：00～
報告者：村　島　正　隆　（島津製作所）
テーマ：簡易組織再行為の登記申請書類の添付書類としての取締役会議事録の要否について
報告者コメント：会社法の規編律の曖昧さゆえに、会社法と商業登記法の内容に矛盾が生じ、取締役会設置会社の意思決定手続きに制約を課す結果となっているのでないか、と考えさせられる出来事がありましたので、取り上げました。

報告概要：
Ⅰ　想定する事案と登記申請上の問題点
１．想定事案
・取締役会、監査役会設置会社
・簡易吸収分割
２．吸収分割の登記申請の添付書面
・組織再編の効力発生から 2 週間以内に登記申請（会社 923 条）
・吸収分割承継会社側の登記添付書面
ア）吸収分割契約書（商業登記 85 条）
イ）吸収分割契約の承認があったこと証する書面（商業登記 46 条参照）
→簡易吸収分割の場合は、「当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録」（商業登記 85 条 6 号）とされる
ウ）簡易分割に該当することを証する書面（商業登記 85 条 2 号）　ほか
３．分割会社の社内規則と登記申請上の疑義
・取締役会規則や執行役員会規則と法令との齟齬
→取締役会等の議論の活発化のため、付議事項を限定する動機がある。
→子会社との間または子会社間の組織再編等について、取締役会付議を要しないとする規則が存在する場合が想定できる。
→執行役員会（これの法的な位置づけも問題）の専決事項とされる場合、あるいはその付議さえ要しないとされる場合も想定できる。
・商業登記法の要求する書類の作成が予定されていないケースが発生

Ⅱ　簡易組織再編の承認機関
１．条文の定め
・会社の基礎構造の現況変更　→原則として株主総会の特別決議（会社 309 条 2 項）
・簡易組織再編
→たとえば、会社 784 条 2 項では「前条の規定を適用しない」とするのみ。
２．取締役会設置会社における業務執行の決定権限
・業務執行の決定は取締役会の専決事項（会社 295 条 2 項、362 条 2 項）
→簡易組織再編行為が取締役会の専決事項であるその他の重要な業務執行にあたるかどうか？
→該当すれば、取締役会の権限となる。該当しなければ、決定機関はどこなのかの問題は残る（代表取締役か）。

©村島正隆＆大阪企業法務研究会 2018

３．簡易組織再編行為は「重要」な業務執行に該当するか

１）「重要」性の基準について（重要な財産の処分および譲受けの議論から）

・最判平成 6.1.20 民集 48 巻 1 号 1 頁

・東京弁護士会会社法部『新・取締役会ガイドライン』

・総資産 1%基準に対しては批判もある。

２）簡易組織再編行為の「重要」性について

・会社法実務では、当然に重要である見解と重要とはならない場合があるとする見解が対立

・経営判断の原則

・現行会社法下の会社分割の意義

・コーポレートガバナンスの議論

Ⅲ　法務局の対応

・取締役会議事録を取締役会規則等と代表取締役名義の決定書で代えることが可能か？
→商業登記法 85 条 6 号および現在の事務処理を前提とした場合の実体面および手続面の双方から否定

Ⅳ　法務局の対応に関する問題点

１．登記官の審査権の範囲との関係

・審査の対象に対する実質的審査主義（商業登記 24 条）と審査の方法としての形式的審査主義（最判昭和 61. 11. 4 集民 149 号 89 頁）

・見解が対立する簡易組織再編行為の取締役会の専決性

２．他の重要な業務執行に関する登記申請の添付書類との対比

・100%子会社の設立　→不要

・略式組織再編　→必要（簡易組織再編と同じ）

３．指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社の登記申請上の実務取り扱い

・商業登記 46 条 5 項→代表取締役会決定書でも受け付けている（？）

Ⅴ　最後に

・商業登記法改正、通達発出が望ましい

以　　上